

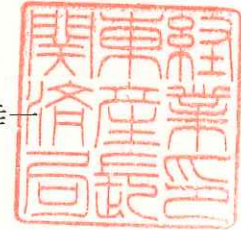
2022 関継強連認第7号

令和4年1月21日

松村鋼機株式会社

代表取締役 松村 朗 殿

関東経済産業局長 濱野 幸一



連携事業継続力強化計画に係る認定について

令和3年12月21日付けをもって申請のあった連携事業継続力強化計画については、中小企業等経営強化法第58条第1項の規定に基づき認定する。

様式第 30

連携事業継続力強化計画に係る認定申請書

2021年 12月 21日

関東経済産業局 へ 殿

住 所 神奈川県綾瀬市吉岡東 2-2-24

名 称 松村鋼機株式会社

代表者の役職及び氏名 代表取締役 松村 朗



中小企業等経営強化法第 58 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。



(別紙)

連携事業継続力強化計画

1 名称等

(1) 代表者

事業者の氏名又は名称 マツムラコウキカブシキガイシャ
松村鋼機株式会社
代表者の役職名及び氏名 代表取締役 松村 朗
資本金又は出資の額 7,000万円 常時使用する従業員の数 35人
業種 金属製品製造業
法人番号 8021001030480 設立年月日 1965年3月18日

(2) 連携事業継続力強化を行う中小企業者（代表者を除く。）

1	事業者の氏名又は名称 <u>カブシキガイシャサンコウセイウヤクジヨ</u> 株式会社三晃製作所 住所 <u>神奈川県綾瀬市早川2647-14</u> 代表者の役職名及び氏名 <u>代表取締役社長 坂井 一明</u> 資本金又は出資の額 <u>3,620万円</u> 常時使用する従業員の数 <u>16人</u> 業種 <u>鉄鋼業</u> 法人番号 <u>2021001030115</u> 設立年月日 <u>1957年4月15日</u>
2	事業者の氏名又は名称 <u>カブシキガイシャフジダブリョーベーン</u> 株式会社不二WPC 住所 <u>神奈川県相模原市南区大野台4-1-83</u> 代表者の役職名及び氏名 <u>代表取締役社長 下平 英二</u> 資本金又は出資の額 <u>1,000万円</u> 常時使用する従業員の数 <u>13人</u> 業種 <u>その他製造業</u> 法人番号 <u>3021001019124</u> 設立年月日 <u>1997年4月15日</u>
3	事業者の氏名又は名称 _____ 住所 _____ 代表者の役職名及び氏名 _____ 資本金又は出資の額 _____ 常時使用する従業員の数 _____ 業種 _____ 法人番号 _____ 設立年月日 _____

2 連携事業継続力強化を行う大企業者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

1	事業者の氏名又は名称 _____ 住所 _____ 代表者の役職名及び氏名 _____ 資本金又は出資の額 _____ 常時使用する従業員の数 _____ 業種 _____ 法人番号 _____ 設立年月日 _____
2	事業者の氏名又は名称 _____ 住所 _____

	代表者の役職名及び氏名 _____ 資本金又は出資の額 _____ 常時使用する従業員の数 _____ 業種 _____ 法人番号 _____ 設立年月日 _____
3	事業者の氏名又は名称 _____ 住所 _____ 代表者の役職名及び氏名 _____ 資本金又は出資の額 _____ 常時使用する従業員の数 _____ 業種 _____ 法人番号 _____ 設立年月日 _____

3 連携事業継続力強化の目標

連携事業継続力強化を行う中小企業者及び大企業者の事業活動の概要	当該連携は、様々な産業機械に使われる特殊な金属バネと金属止め輪の製造に関わる事業者の連携である。それぞれが素材、加工、表面処理を担っており、各事業が停止すると供給がストップする。
連携事業継続力強化に取り組む目的	自然災害が発生した場合や感染症発生時に、既にBCP作成済みの松村鋼機をトップとするサプライチェーンが機能し、三晃製作所及び不二WPCが安定的に製品を供給するため事業継続力強化に取り組む。
事業活動に影響を与える自然災害等の想定	☒ 全ての連携事業者が、自らの全ての拠点についてハザードマップ等によって自然災害等のリスクを認識している。 (認識している場合は、チェック。) (具体的な内容) ① 地震 J-SHIS で確認したところ、今後 30 年の発生確率は次のとおりである。 震度 6 弱以上 松村鋼機 5 4. 8 %、三晃製作所 5 2. 4 %、不二WPC 4 8. 6 % 震度 6 強以上 松村鋼機 1 3. 1 %、三晃製作所 1 1. 9 %、不二WPC 1 0. 3 % 津波、土砂崩れ、液状化、近隣高層建築倒壊の危険性は無いが、旧耐震基準の建造物の倒壊や設備の転倒・破損、火災発生のある恐れがある。 2 0 1 1 年の東日本大震災の時は震度 5 弱で社屋に被害は無かったが、原発停止による電力不足から計画停電による休業を強いられた。 ② 水害 連携各社の拠点のそれぞれのハザードマップを確認したところ、 河川の氾濫や浸水の危険性は低い。 ③ その他 2 0 1 4 年に 2 度に渡り積雪 4 0 c m 級の大雪に見舞われ交通障害が発生、資材搬入や出荷に一部支障が出た。

自然災害等の発生が 事業活動に与える影響	☒ 全ての連携事業者が、ヒト・モノ・金・情報の観点から、自然災害等のリスクによって受ける影響を分析した。 (認識している場合は、チェック。) (人員に関する影響) ・連携事業者においては、一部または多くの社員が出勤できなくなる可能性がある。 (建物・設備に関する影響) ・想定される地震により、旧耐震基準の事務所・工場は倒壊の可能性がある。 ・設備の転倒・破損、火災発生の恐れがある。 (資金に関する影響) ・取引銀行に災害時の緊急融資を確認している事業者もあるが、運転資金や復旧資金の確保が懸念される。 (情報に関する影響) ・連携事業者においては、自社設備の被災によりオフィス内のサーバーが利用できなくなり、事業活動に必要な情報入手が困難となる可能性がある。 (その他の影響)
---------------------------------	---

4 連携事業継続力強化の内容

(1) 連携事業継続力強化における連携の態様

☐ 組合等を通じた水平的な連携である。(該当する場合は、チェック。) (具体的な内容)
☐ サプライチェーンにおける垂直的な連携である。(該当する場合は、チェック。) (具体的な内容)
☐ 地域における面的な連携である。(該当する場合は、チェック。) (具体的な内容)
☒ その他の連携の態様である。(該当する場合は、チェック。) (具体的な内容) 素材、加工、表面処理というサプライチェーンで、綾瀬市、相模原市に拠点のある相互に近い距離にある連携事業者でもある。自然災害や感染症発生時に、被害を最小限にとどめるよう連携を強化する。

(2) 連携事業者間の協定等の整備状況

連携事業者において連携事業継続力強化計画に基づき、災害発生時における施設の被害状況及び地域の状況等の必要提供を行うものとし、状況に応じて施設やスペース、備品などを融通する旨、合意している。

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組

A	自然災害等が発生した場合における対応手順	対策及び取組内容 ☑全ての連携事業者が、従業員及び顧客等の避難に関する手順を取り決めている。(実施している場合は、チェック。) (具体的な内容) ・松村鋼機は既にBCPを策定済みである。その他、連携各社で次の手順を準備している。 緊急時対応手順体系図、避難マニュアル 自治体指定一次避難場所経路図、防災マップ ☑全ての連携事業者が、従業員等の安否確認を行う手順を取り決めている。(実施している場合は、チェック。) (具体的な内容) ・従業員等の安否確認を行う手順(電話・メール・SNS等)による緊急連絡、安否確認方法は作成してある。 ☑連携事業者間で、自然災害等が発生した場合における指揮命令体制が整備されている。(実施している場合は、チェック。) (具体的な内容) ・松村鋼機が主体となって連携事業者の被災状況を確認できるような仕組みを確立する。 ☑連携事業者間で、被害状況を把握し、被害情報について情報発信をする手順が共有されている。(実施している場合は、チェック。) (具体的な内容) ・松村鋼機が主体となって被害状況を把握し発信する手順等が共有できるような仕組みを確立し、連携事業者間で毎年見直しをする。 連携事業者それぞれの役割 ・松村鋼機が主体となって情報収集及び発信する。 - 松村鋼機が被災してる場合は、被災していない連携事業者が行う。
B	自然災害等が発生した場合における人員体制の整備	対策及び取組内容 ・被災事業者から要請等があった場合は、復旧等に必要な人員を派遣するよう、取り決める。 連携事業者それぞれの役割

		被災連携事業者の復旧を支援するため、被災していない連携事業者は、必要に応じて復旧支援のための人員を提供すること等の役割分担をあらかじめ定める。
C	連携事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入	対策及び取組内容 - 各事業所で設備の転倒防止措置をする。 - 松村鋼機には小型自家発電機があり、2023年には太陽光発電を導入予定。必要に応じて小型発電機を連携事業者へ融通する。 - 連携事業者間で、マスクや手袋、消毒液、非常食などの防災用品を融通できるようにする。 - 連携事業者間で、社有車を融通する。 連携事業者それぞれの役割 - 設備、機器及び装置や、衛生用品の管理等について共同購入する場合、主に管理を行う事業者等を記載する。
D	事業活動を継続するための資金の調達手段の確保	対策及び取組内容 連携事業者それぞれの役割
E	事業活動を継続するための重要情報の保護	対策及び取組内容 連携事業者それぞれの役割

5 事業継続力強化設備等の種類

	4 (3) の項目	取得 年月	設備等の名称／型式	所在地
1				
2				
3				

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)
1				

2				
3				

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）上設置が義務づけられた設備ではありません。	レ

6 連携事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

7 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組

①平時の推進体制の整備

連携事業者は経営層の指揮の下、各社で会議を設置し調整を図ることとし、その取組内容について必要に応じて経営層に報告・相談することとする。

②訓練及び教育の実施その他の連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組

個々の事業者が、自社において事業継続力の強化を図ることを前提に、連携事業者として下記に取り組むことにより、計画の実行性を確保していく。

- ・連携事業者が参加して、情報共有訓練を年1回実施する。
- ・メールやSNSやweb会議等を活用して相互の取組に意見できる体制を整備する。
- ・状況に即した計画とするため、年1回以上計画の見直しを実行する。

8 実施期間

2022 年 1 月～ 2024 年 12 月

9 連携事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額（千円）

10 関係法令の遵守

確認項目	チェック欄
連携事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。	✓